

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道新型インフルエンザ等対策本部条例……………（地域保健課）	1
○北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	2
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）	3
○北海道知事等の退職手当に関する条例及び北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）	3
○附属機関の設置等に係る関係条例の一部を改正する条例……（法制文書課）	4
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（総合政策部総務課）	5
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（環境生活部総務課）	6
○北海道環境影響評価条例の一部を改正する条例……………（環境推進課）	6

条 例

北海道新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。
平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道新型インフルエンザ等対策本部条例
（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部

の事務を総理する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理するとともに、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、道の職員のうちから、知事が任命する。
（会議）

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第23条第4項の規定により国の職員その他道の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。
（班）

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

（地方本部）

第5条 知事は、必要があると認めるときは、総合振興局及び振興局並びに東京事務所新型インフルエンザ等対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。

2 地方本部に新型インフルエンザ等対策地方本部長（以下「地方本部長」という。）を置き、当該総合振興局長及び振興局長並びに東京事務所長がこれに当たる。

3 地方本部長は、地方本部の事務を掌理する。

4 地方本部に新型インフルエンザ等対策副地方本部長、新型インフルエンザ等対策地方本部員その他の職員を置き、当該総合振興局及び振興局並びに東京事務所の職員のうちから、地方本部長が定める。

5 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、地方本部について準用する。

(本部長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

第5条の3の表以外の部分中「から6月前」を「の属する年度の前年度の末日」に改め、「かつ、」の次に「退職の日の属する年度の末日における」を加え、同条の表読み替える字句の欄中「と退職の日」の次に「の属する年度の末日」を加える。

第6条の3の表読み替える字句の欄中「と退職の日」の次に「の属する年度の末日」を加える。

附則第31項中「20年以上」及び「及びその者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第31項」とする。

附則第32項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新条例第3条(傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分に限る。)、第4条若しくは第5条又は北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例(昭和32年北海道条例第66号)附則第2項」を「北海道職員等の退職手当に関する条例第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)」及び「、新条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削り、「当分の間、新条例」を「当分の間、同条例」に、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第4項を次のように改める。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に北海道職員等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

附則第5項中「新条例第5条の」を「北海道職員等の退職手当に関する条例第5条の」に改め、「、新条例第5条から第5条の3まで及び条例第66号附則第6項の規定にかかわらず」を削る。

附則第6項中「条例第66号附則第6項の」を「北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例(昭和37年北海道条例第66号。以下「条例第66号」という。)附則第6項の」に、「新条例」を「北海道職員等の退職手当に関する条例」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第79号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「44年」を「42年」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額(当該勤続期間

が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により、公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第31項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、北海道職員等の退職手当に関する条例第2条の4」に改め、「附則第10項の規定による改正後の」及び「附則第11項の規定による改正後の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第31項（新退職手当条例附則第33項及び第3条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第13項においてその例による場合を含む。）及び第32項の規定の適用については、新退職手当条例附則第31項中「100分の87」とあるのは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年5月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年5月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同

年4月1日から平成27年5月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年5月31日までの間においては「104分の92」とする。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「8,172人」を「7,998人」に改め、同号イ中「1,534人」を「1,476人」に改め、同条第9号ア中「3,240人」を「3,277人」に改め、同号イ中「1,314人」を「1,301人」に改め、同条第11号ア中「3万1,058人」を「3万853人」に改め、同号イ中「1,891人」を「1,860人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北海道知事等の退職手当に関する条例及び北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道知事等の退職手当に関する条例及び北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 北海道知事等の退職手当に関する条例（昭和62年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の60」を「100分の51」に改め、同条第2号中「100分の50」を「100分の43」に改め、同条第3号中「100分の40」を「100分の34」

に改め、同条第4号及び第5号中「100分の20」を「100分の17」に、「100分の25」を「100分の21」に改める。

附則第6項中「平成27年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 7 知事等が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職した場合における退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、北海道知事等の給与等に関する条例附則第12項、北海道特別職職員の給与等に関する条例附則第15項及び北海道公営企業管理者の給与等に関する条例附則第13項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

(北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の40」を「100分の34」に改める。

附則第17項中「平成27年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附属機関の設置等に係る関係条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

附属機関の設置等に係る関係条例の一部を改正する条例

(北海道特別職職員報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 北海道特別職職員報酬等審議会条例（昭和40年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(北海道総合開発委員会条例の一部改正)

第2条 北海道総合開発委員会条例（昭和28年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「応じて審議し、又は」を「応じ審議するほか、必要に応じ知事に」に改める。

(北海道運輸交通審議会条例の一部改正)

第3条 北海道運輸交通審議会条例（昭和47年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「知事の諮問に応じて運輸交通に関する重要事項を調査審議し、又は」を「運輸交通に関する重要事項につき、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に」に改める。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員は、再任されることができる。

(北海道固定資産評価審議会条例の一部改正)

第4条 北海道固定資産評価審議会条例（昭和37年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 委員は、再任されることができる。

(北海道准看護師試験委員条例の一部改正)

第5条 北海道准看護師試験委員条例（昭和28年北海道条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「とし、うち1人を委員長」を削る。

第3条第2項及び第3項を削る。

第4条第2項中「委員」を「試験委員」に改める。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(委員長)

第5条 試験委員（臨時の試験委員を除く。第3項を除き、以下同じ。）のうち1人を委員長とする。

- 2 委員長は、第3条第1号に掲げる者である試験委員をもって充てる。

- 3 委員長は、試験委員に属する事務を総理する。

- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する試験委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 試験委員の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、試験委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した試験委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(北海道地方薬事審議会条例の一部改正)

第6条 北海道地方薬事審議会条例（昭和37年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 委員は、再任されることができる。

(北海道商工業振興審議会条例の一部改正)

第7条 北海道商工業振興審議会条例（昭和37年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「知事の諮問に応じて、商工業の振興に関する重要事項を調査審議し、又は」を「商工業の振興に関する重要事項につき、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に」に改める。

(北海道大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正)

第8条 北海道大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、知事の諮問に応じ」を削り、「を調査審議する」を「に関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を具申するものとする」に改める。

(北海道農業・農村振興条例の一部改正)

第9条 北海道農業・農村振興条例（平成9年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

(北海道地方競馬運営委員会条例の一部改正)

第10条 北海道地方競馬運営委員会条例（昭和28年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「知事の諮問に応じて地方競馬の執行につき意見を具申し、又は資料を提供する」を「地方競馬の執行に関し、知事の諮問に応じ調査審議するほ

か、必要に応じ知事に意見を具申するものとする」に改める。

(北海道建設業審議会条例の一部改正)

第11条 北海道建設業審議会条例（昭和51年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「調査させる」を「調査審議させる」に改める。

第4条第1項中「学識経験のある者及び関係行政機関の職員」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建設工事の需要者
- (3) 建設業者の組織する団体の役員
- (4) 関係行政機関の職員

第4条第4項中「調査」を「調査審議」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 建設工事の需要者及び建設業者の組織する団体の役員のうちから任命する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の3分の2以上であることができない。

第5条第2項中「副会長は」の次に「、学識経験を有する者である委員のうちから」を加える。

第6条第2項及び第3項中「委員」の次に「及び議事に関係のある専門委員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第15号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4

号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「白老町 厚真町」を「豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町」に、「池田町」を「池田町 豊頃町」に改める。

附 則

- 1 この条例中別表第2の改正規定(「白老町 厚真町」を「豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町」に改める部分に限る。)及び次項の規定は平成25年8月1日から、その他の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 この条例のそれぞれの施行の日前に旅券法(昭和26年法律第267号)又は旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、当該施行の日以後においてはこの条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第16号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3中「雄武町」を「雄武町 大空町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項の左欄に掲げる事務に係る浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に同法の規定により知事に対してなされた報告その他の行為で、施行日以後においては大空町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後にお

ける同法の適用については、大空町長のした処分その他の行為又は大空町長に対してなされた報告その他の行為とみなす。

北海道環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第17号

北海道環境影響評価条例の一部を改正する条例

北海道環境影響評価条例(平成10年北海道条例第42号)の一部を次のように改正する。

「第1節 第二種事業に係る判定(第4
目次中「準備書の」を「方法書の」に、 第2節 方法書の作成等(第5条―第
第3節 環境影響評価の実施等(第11

「 第1節 配慮書(第3条の2―第3条の13)
条) 第2節 第二種事業に係る判定(第4条)
10条) を 第3章 方法書(第5条―第10条) に、「第3
条・第12条)」 第4章 環境影響評価の実施等(第11条・第12条)」

章)を「第5章」に、「第4章)を「第6章」に、「第5章)を「第7章」に、「第
6章)を「第8章」に、「第7章)を「第9章」に、「第8章)を「第10章」に、
「第9章)を「第11章」に、「第10章)を「第12章」に、「第11章)を「第13章」
に改める。

第2章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第2章第1節から第3節までの節名を削る。

第2章中第4条の前に次の1節及び節名を加える。

第1節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第3条の2 第一種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、規則で定めるところにより、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業

に係る環境保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成等）

第3条の3 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第一種事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (5) 第3条の11の規定により配慮書の案についての手続を行った場合は、同条第4項の道民の意見の概要及び同条第7項の市町村長の意見並びにこれらの意見についての当該第一種事業を実施しようとする者の見解を記載した書類
- (6) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付等）

第3条の4 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、知事に対し、速やかに、配慮書、これを要約した書類（以下この節において「要約書」という。）及び配慮書を記録した電磁的記録媒体を送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による送付を受けたときは、事業実施想定区域ごとに第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下この節において「関係地域」という。）を定め、第一種事業を実施しようとする者に通知しなければならない。

3 第一種事業を実施しようとする者は、前項の規定による通知を受けたときは、関係地域を管轄する市町村長（以下この節及び第5条第1項において「関係市町村長」という。）に対し、配慮書及び要約書を送付しなければならない。

（配慮書についての告示及び縦覧）

第3条の5 知事は、前条第1項の規定による送付を受けたときは、配慮書が作成された旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定めるところにより、配慮書及び要約書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

（配慮書についての説明会の開催）

第3条の6 知事は、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、配慮書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「配慮書説明会」という。）を開催するものとする。

2 知事は、配慮書説明会を開催するときは、配慮書説明会の開催の日時、場所その他規則で定める事項を、配慮書説明会を開催する日の1週間前までに告示するとともに、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書説明会の開催の日時及び場所を通知するものとする。

3 知事は、配慮書説明会の開催の日時及び場所を定めようとするときは、第一種事業を実施しようとする者の意見を聴くものとする。

4 知事は、第一種事業を実施しようとする者に対し、第2項の規定による通知に係る配慮書説明会への出席及び当該配慮書説明会における配慮書の記載事項についての説明を求めるものとする。

（配慮書の公表等）

第3条の7 第一種事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、第3条の5に規定する縦覧期間、配慮書の記載事項を周知させるため、配慮書及び要約書についてインターネットの利用により公表するとともに、要約書の配布その他必要な措置を講じなければならない。

（配慮書についての道民意見書の提出）

第3条の8 道民（道内に住所を有する者（道内に主たる事務所を有する法人を含む。）をいう。以下同じ。）は、配慮書について環境保全の見地からの意見を有するときは、第3条の5の告示の日から、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、第一種事業を実施しようとする者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（配慮書についての道民意見の概要の送付）

第3条の9 第一種事業を実施しようとする者は、前条第1項に規定する期間を

経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見（以下この節及び第5条第1項において「配慮書に係る道民意見」という。）の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（配慮書についての知事等の意見）

第3条の10 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、知事は、規則で定めるところにより、北海道環境影響評価審議会の議を経るものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について関係市町村長の環境保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された配慮書に係る道民意見に配慮するものとする。

4 第1項の場合において、知事は、第2項の規定による関係市町村長の意見を記載した書面を併せて送付するものとする。

5 知事は、第1項の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面を公表するものとする。

（配慮書の案についての道民等の意見）

第3条の11 第一種事業を実施しようとする者は、必要と認めるときは、第3条の2から前条までに規定する配慮書に係る手続の前に、規則で定めるところにより、配慮書の案を作成し、道民の環境保全の見地からの意見を求めることができる。

2 第一種事業を実施しようとする者は、前項の規定により配慮書の案について道民の意見を求めるときは、あらかじめ、知事及び事業実施想定区域を管轄する市町村長に、その旨を書面により通知するとともに、配慮書の案を送付しなければならない。

3 第一種事業を実施しようとする者は、第1項の規定により配慮書の案について道民の意見を求めるときは、規則で定めるところにより、配慮書の案を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、配慮書の案を公告の日から起算して30日間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表しなければならない。この場合において、当該第一種事業を実施しようとする者は、必要に

応じ、規則で定めるところにより、配慮書の案の記載事項を周知させるための説明会を開催するものとする。

4 道民は、配慮書の案について環境保全の見地からの意見を有するときは、前項の公告の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、第一種事業を実施しようとする者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

5 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

6 第一種事業を実施しようとする者は、第4項に規定する期間を経過した後、第2項の市町村長に対し、第4項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

7 第2項の市町村長は、前項の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案について環境保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

（第一種事業の廃止等）

第3条の12 第一種事業を実施しようとする者は、第3条の5の規定による告示が行われてから第7条の規定による告示が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にその旨を書面により通知しなければならない。

(1) 第一種事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第3条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

(3) 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、前項の規定による告示の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項につい

ての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

第3条の13 第二種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第3条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第3条の2から前条までの規定を適用する。

第2節 第二種事業に係る判定

第4条第1項中「(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)」を削る。

第63条中「第8章」を「第10章」に、「又は第2項の規定により」を「から第4項までの規定により計画段階配慮事項についての検討、」に改める。

第64条第1項第2号中「第4条第1項」を「配慮書、第4条第1項」に改める。

第66条第1項中「係る」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を加え、「(次項において「市町村条例」という。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、事業実施想定区域若しくは第3条の13第1項の第二種事業の実施が想定される区域又は第二種事業若しくは対象事業が実施されるべき区域(次項においてこれらを「対象事業等実施区域」と総称する。)にこの項本文の規定により知事が認めた条例(以下この条において「市町村条例」という。)を制定した市町村以外の市町村の区域が含まれる場合は、この限りでない。

第66条第2項中「第二種事業若しくは対象事業が実施されるべき区域(以下この項において「対象事業等実施区域」という。)に市町村条例を制定した市町村

の区域及び当該市町村条例を制定した市町村以外の市町村の区域が含まれる場合又は」を削り、「若しくは対象事業に係る」を「(計画段階配慮事項についての検討を行うものに限る。以下この項において同じ。)又は対象事業に係る」に、「すべて」を「全て」に、「前項」を「前項本文」に改め、「行ふべき」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第二種事業(計画段階配慮事項についての検討を行うものを除く。以下この項において同じ。)に係る環境影響を受ける範囲であると知事が認める地域に市町村条例を制定した市町村の区域及び当該市町村条例を制定した市町村以外の市町村の区域が含まれる場合(当該第二種事業が実施されるべき区域の全ての区域が当該市町村条例を制定した市町村の区域にあるときに限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、知事と当該市町村条例を制定した市町村の長は、当該第二種事業について行ふべき環境影響評価その他の手続及び事業の実施に際して講ぜられる措置等に関する手続について、協議して定めるものとする。

第11章を第13章とし、第10章を第12章とする。

第55条中「第23条第2項」を「第3条の10第1項後段、第10条第1項後段、第23条第1項後段」に、「同項中「前項の」」を「第3条の10第1項後段中「この場合において、知事」とあるのは「知事は、法第3条の7第1項の意見を述べようとするとき」と、第10条第1項後段中「この場合において、知事」とあるのは「知事は、法第10条第1項又は第5項の意見を述べようとするとき」と、第23条第1項後段中「この」に改め、「第20条第1項」の次に「又は第5項」を加え、「同条」を「第24条第1項」に、「前条第2項」を「前条第1項後段」に改める。第9章を第11章とする。

第44条第5項中「又は第2項」を「から第4項まで」に改め、「行ふ」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項に規定する」を「第1項から第4項までに規定する計画段階配慮事項についての検討、」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、「都市計画決定権者が」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を加え、「第4条」を「第3条の2」に改め、「まで(」の次に「第3条の3第2項、第3条の12第1項第3号及び第3項、第5条第2項、第13条第2項並びに」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「対象事業が」を

「第二種事業（対象事業であるものに限る。以下この項において同じ。）が」に、「当該対象事業」を「当該第二種事業」に、「又は対象事業」を「又は第二種事業」に、「係る対象事業」を「係る第二種事業」に改め、「この場合において、」の次に「第5条第2項、第13条第2項並びに」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（次項において「市街地開発事業」という。）として同法」を「市街地開発事業として都市計画法」に、「同条第5項に規定する都市施設（以下この項及び次項において「都市施設」という。）」を「都市施設」に、「同法第15条第1項に規定する道又は市町村（以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定又は変更をするもの」を「当該都市計画に係る都市計画決定権者」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

第一種事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下この条において「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下この条において「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第3条の2から第3条の12までの規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び第5条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、同法第15条第1項の道又は市町村（以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第3条の3第2項、第3条の12第1項第3号及び第3項、第5条第2項、第13条第2項並びに第31条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

2 第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第2章第1節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業

を実施しようとする者に代わるものとして行うことができる。この場合において、第3条の13第2項の規定により適用される第3条の3第2項並びに第3条の12第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

第48条第2項中「対し、特定地域方法書」の次に「及びこれを要約した書類」を加え、同条第3項中「第7条から第9条まで」を「第7条、第7条の2第1項及び第2項、第7条の3、第8条並びに第9条」に、「方法書の」を「前条第1項の規定による」に、「方法書を」を「方法書及び要約書」に、「特定地域方法書を」を「特定地域方法書及びこれを要約した書類（第48条第3項において準用する第7条の3において「要約書」という。）」と、第7条の2第1項中「第6条第2項に規定する地域」とあるのは「特定地域」と、「方法書の」とあるのは「特定地域方法書の」と、同条第2項中「告示するとともに、事業者に対し、方法書説明会の開催の日時及び場所を通知する」とあるのは「告示する」と、第7条の3中「事業者」とあるのは「知事」と、「方法書」とあるのは「特定地域方法書」に改め、「この章」の次に「及び次章」を加える。

第51条第2項中「（次項において「要約書」という。）」を削り、同条第3項中「準備書及び要約書の」を「前条第1項の規定による」に、「を」とあるのは「を」とあるのは」に、「要約書を」と、」を「これを要約した書類（第51条第3項において準用する第17条において「要約書」という。）」と、」に、「対象特定地域」と、「準備書」とあるのは「特定地域準備書」を「対象特定地域」と、「準備書の」とあるのは「特定地域準備書の」に、「説明会」を「準備書説明会」に、「概要及び」を「概要、」に改め、「見解書」という。）」の次に「及び見解書を記録した電磁的記録媒体」を加える。

第54条中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改める。

第8章を第10章とする。

第37条第1項中「及び関係市町村長に対し、これ」を「に対し着手後の事後調査等報告書及びこれを記録した電磁的記録媒体を、関係市町村長に対し着手後の事後調査等報告書」に改める。

第38条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する縦覧期間、着手後の事後調査等報告書についてインターネットの利用により公表しなければならない。

第39条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「同条の」を「同項に規定する」に改める。

第43条第1項中「及び関係市町村長に対し、これ」を「に対し完了後の事後調査等報告書及びこれを記録した電磁的記録媒体を、関係市町村長に対し完了後の事後調査等報告書」に改める。

第7章を第9章とする。

第32条第1項及び第2項中「第28条」を「第28条第1項」に改め、同条第3項中「第28条」を「第28条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第33条第1項中「第28条の」を「第28条第1項の」に改め、「更に」の次に「第3条の2から第3条の12まで及び第5条から第28条まで、」を、「例による」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を加え、同条第2項及び第4項中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改める。

第6章を第8章とする。

第29条第1項中「前条の」を「前条第1項の」に改め、「ついて、」の次に「第3条の2から第3条の10まで、第3条の12及び」を加え、「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改める。

第30条第1項及び第31条第1項中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第5章を第7章とする。

第25条第1項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同項第1号中「同条」を「第3条の2から第3条の10まで、第3条の12及び第5条」に改め、「による」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を加え、同条第2項第3号中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改める。

第26条中「評価書及び」を「評価書、」に改め、「次条第1項及び」を削り、「という。）」の次に「及び評価書を記録した電磁的記録媒体」を加える。

第27条第1項中「評価書及び要約書の」を「前条の規定による」に改める。

第28条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条第1項中「評価書を要約した書類」の次に「。次項において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する縦覧期間、評価書及び要約書についてインターネットの利用により公表しなければならない。

第4章を第6章とする。

第14条第1項中「準備書及び」を「準備書、」に改め、「という。）」の次に「及び準備書を記録した電磁的記録媒体」を加え、同条第2項中「準備書及び要約書の」を「前項の規定による」に改め、同条第3項中「第7章」を「第9章」に改める。

第15条中「準備書及び要約書の」を「前条第1項の規定による」に改める。

第16条の見出し中「説明会」を「準備書についての説明会」に改め、同条第1項中「前条の」を「前条に規定する」に、「説明会」を「この条において「準備書説明会」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第17条の見出しを「(準備書の公表等)」に改め、同条中「の縦覧期間内に」を「に規定する縦覧期間」に、「要約書」を「準備書及び要約書についてインターネットの利用により公表するとともに、要約書」に改める。

第19条中「前条第1項の」を「前条第1項に規定する」に、「概要及び」を「概要、」に改め、「見解書」という。）」の次に「及び見解書を記録した電磁的記録媒体」を加える。

第20条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する縦覧期間、見解書についてインターネットの利用により公表しなければならない。

第21条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「同条の」を「同項に規定する」に改める。

第23条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、知事は、規則で定めるところにより、北海道環境影響評価審議会の議を経るものとする。

第23条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定」を「前項の規定」に、「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第3章を第5章とする。

第4条の次に次の章名を付する。

第3章 方法書

第5条第1項中「事業者は」の次に「、配慮書を作成しているときはその配慮

書の内容を踏まえるとともに、第3条の10第1項の知事の意見を勘案し、並びに配慮書に係る道民意見及び同条第4項の書面に記載された関係市町村長の意見に配慮して、第3条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定しを、「事項」の次に「(配慮書を作成していない場合においては、第4号から第7号までに掲げる事項を除く。)」を加え、同項中第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (5) 配慮書に係る道民意見の概要
- (6) 第3条の10第1項の知事の意見及び同条第4項の書面に記載された関係市町村長の意見

- (7) 前2号の意見についての事業者の見解

第5条第1項に次の1号を加える。

- (9) その他規則で定める事項

第6条第1項中「対し、方法書」の次に「、これを要約した書類（以下この章において「要約書」という。）及び方法書を記録した電磁的記録媒体」を加え、同条第2項中「方法書の」を「前項の規定による」に改め、同条第3項中「この章」の次に「、次章」を、「方法書」の次に「及び要約書」を加える。

第7条中「方法書の」を「前条第1項の規定による」に、「方法書を」を「方法書及び要約書を」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（方法書についての説明会の開催）

第7条の2 知事は、前条に規定する縦覧期間内に、第6条第2項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「方法書説明会」という。）を開催するものとする。

2 知事は、方法書説明会を開催するときは、方法書説明会の開催の日時、場所その他規則で定める事項を、方法書説明会を開催する日の1週間前までに告示するとともに、事業者に対し、方法書説明会の開催の日時及び場所を通知するものとする。

3 知事は、方法書説明会の開催の日時及び場所を定めようとするときは、事業者の意見を聴くものとする。

4 知事は、事業者に対し、第2項の規定による通知に係る方法書説明会への出席及び当該方法書説明会における方法書の記載事項についての説明を求めるも

のとする。

（方法書の公表等）

第7条の3 事業者は、規則で定めるところにより、第7条に規定する縦覧期間、方法書の記載事項を周知させるため、方法書及び要約書についてインターネットの利用により公表するとともに、要約書の配布その他必要な措置を講じなければならない。

第8条第1項中「(道内に住所を有する者（道内に主たる事務所を有する法人を含む。）をいう。以下同じ。)」を削り、「前条」を「第7条」に、「同条の」を「同条に規定する」に改める。

第9条中「の期間」を「に規定する期間」に改め、「この章」の次に「及び次章」を加える。

第10条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、知事は、規則で定めるところにより、北海道環境影響評価審議会の議を経るものとする。

第10条の次に次の章名を付する。

第4章 環境影響評価の実施等

第11条中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第8号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の北海道環境影響評価条例第5条第1項に規定する方法書を告示した事業については、この条例による改正後の北海道環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第3条の2から第3条の11まで、第25条第1項及び第29条第1項の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行後に新条例第3条の2に規定する第一種事業を実施しようとする者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第3条の2から第3条の12までの規定の例による新条例第3条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

- 4 前項の規定による手続が行われた第一種事業については、当該手続は、新条例の相当規定により施行日に行われたものとみなす。
 - 5 前2項の規定は、この条例の施行後に新条例第44条第1項の規定により新条例第3条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を同条に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う新条例第44条第1項に規定する都市計画決定権者となるべき者について準用する。
 - 6 新条例第6条から第7条の3まで及び第10条第1項後段の規定は、施行日以後に作成する新条例第5条第1項に規定する方法書について適用する。
 - 7 新条例第14条第1項及び第2項、第17条、第19条、第20条第2項並びに第23条第1項後段の規定は、施行日以後に作成する新条例第13条第1項に規定する準備書について適用する。
 - 8 新条例第26条（新条例第27条第4項において準用する場合を含む。）及び第28条第2項の規定は、施行日以後に作成する新条例第25条第2項に規定する評価書について適用する。
 - 9 新条例第37条第1項及び第38条第2項の規定は、施行日以後に作成する新条例第37条第1項に規定する着手後の事後調査等報告書について適用する。
 - 10 新条例第43条第1項及び同条第3項において準用する新条例第38条第2項の規定は、施行日以後に作成する新条例第43条第1項に規定する完了後の事後調査等報告書について適用する。
-